

毒物劇物販売業等登録審査基準及び指導基準

第1 目 的

この基準は、毒物劇物販売業、要届出業務上取扱者、特定毒物研究者、特定毒物使用者に係る審査基準及び指導基準について定め、申請者の便に供するとともに、毒物劇物販売業等の登録事務における公正の確保と透明性の向上に資することを目的とする。

なお、申請手続等の事務処理方法については、別途「東京都毒物劇物販売業等登録事務取扱要領」に定め、本基準と一体的に運用することにより、事務処理の統一を図ることとする。

第2 定 義

この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- 1 法令の定め 法令の規定のほか、その解釈を含む。
- 2 審査基準 行政手続法（平成5年法律第88号）第5条及び東京都行政手続条例（平成6年東京都条例第142号）第5条に定める審査基準であり、申請により求められた許認可等をするかどうかを法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。
- 3 指導基準 行政手続法第4章及び東京都行政手続条例第4章の趣旨に基づき、統一的な行政指導を行うための基準をいう。

<凡 例>

法令等の引用に当たっては、次の略号を用いる。

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第〇〇条	—————	法第〇〇条
毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）第〇〇条	—————	施行令第〇〇条
毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）第〇〇条	—————	規則第〇〇条

第6 特定毒物使用者

I 構造設備等

法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
<p>1 特定毒物研究者又は特定毒物を使用することができる者として品目ごとに政令で指定する者(以下「特定毒物使用者」という。)でなければ、特定毒物を使用してはならない。ただし、毒物又は劇物の製造業者が毒物又は劇物の製造のために特定毒物を使用するときは、この限りでない。</p> <p>2 特定毒物使用者は、特定毒物を品目ごとに政令で定める用途以外の用途に供してはならない。</p> <p>3 毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者でなければ、特定毒物を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。</p> <p>4 前項に規定する者は、同項に規定する者以外の者に特定毒物を譲り渡し、又は同項に規定する者以外の者から特定毒物を譲り受けてはならない。</p> <p>5 毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者でなければ、特定毒物を所持してはならない。</p> <p>6 特定毒物使用者は、その使用することができる特定毒物以外の特定毒物を譲り受け、又は所持してはならない。</p> <p>(法第3条の2)</p>		

法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
7 特定毒物使用者は、毒物又は劇物を貯蔵する場所に「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。 (法第22条第5項準用 法第12条第3項)		
8 特定毒物使用者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。		
9 特定毒物使用者は、毒物又は劇物がその取扱う場所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。	貯蔵する場所は、その他の物を貯蔵する場所と明確に区別された毒劇物専用のものとし、かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること。 (昭和 52 年 3 月 26 日薬発第 313 号)	毒劇物授受の管理、貯蔵されている毒劇物の在庫量の定期的点検及び毒劇物の種類等に応じての使用量の把握を行うこと。 (昭和 52 年 3 月 26 日薬発第 313 号)
10 特定毒物使用者は、その施設の外において毒物又は劇物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 (法第22条第5項準用 法第11条)	貯蔵する場所については盜難防止のため敷地境界線から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講ずること。 (昭和 52 年 3 月 26 日薬発第 313 号)	

法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
<p>11 特定毒物使用者は、無機シアン化合物たる毒物を含有する液体状の物(シアン含有量が1リットルにつき1ミリグラム以下のものを除く。)及び塩化水素、硝酸若しくは硫酸又は水酸化カリウム若しくは水酸化ナトリウムを含有する液体状の物(水で10倍に希釈した場合の水素イオン濃度が水素指数2.0から12.0までのものを除く。)がその施設の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。また、施設の外において運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(法第22条第5項準用 法第11条第2項及び第3項 令第38条)</p>		

法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
<p>12 品目ごとに使用者と用途等の基準内容が異なるため、品目ごとの基準とする。</p> <p>(1) モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤 使用者 国、地方公共団体、農業協同組合、農業共済組合、農業共済組合連合会(農業保険法(昭和 22 年法律第 185 号)第 10 条第 1 項に規定する全国連合会に限る。以下同じ。)、森林組合及び生産森林組合並びに 300 ヘクタール以上の森林を経営する者、主として食糧を貯蔵するための倉庫を経営する者又は食糧を貯蔵するための倉庫を有し、かつ、食糧の製造若しくは加工を業とする者であつて、都道府県知事の指定を受けたもの</p> <p>用途 野ねずみの駆除 (令第11条)</p> <p>(2) ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤 使用者 国、地方公共団体、農業協同組合、農業共済組合及び農業者の組織する団体であつて都道府県知事の指定を受けたもの</p> <p>用途 かんきつ類、りんご、なし、ぶどう、桃、あんず、梅、ホツプ、なたね、桑、しちとうい又は食用に供されることがない観賞用植物若しくはその球根の害虫の防除 (令第16条)</p>	<p>使用者等</p> <ol style="list-style-type: none"> 原則として、会社等の法人を指定することとし、例外的に相当な規模の企業を営んでいる個人を指定しても差し支えないが、法人でない団体を指定することはできない。 食糧を貯蔵するための倉庫を経営する者については、当該倉庫の床面積が 50 坪以上のものであり、かつ、管理者が常置されている場合に、指定する。 食糧の製造若しくは加工を業とする者については、食糧を製造又は加工する場所と、これを貯蔵する倉庫とが同一敷地内にあり、かつ、当該倉庫の床面積が 20 坪以上るものである場合に指定を行う。 <p>(昭和 31 年 6 月 12 日薬発第 227 号)</p> <p>農業者の組織する団体</p> <p>園芸組合、果樹栽培組合、花卉栽培組合等のように、栽培に関する共同事業を行う同一地域の団体であつてその構成員がその物の栽培に現実に従事する者であること。</p> <p>(昭和 34 年 3 月 24 日薬発第 126 号)</p>	

法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
<p>(3) モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤</p> <p>使用者 国、地方公共団体、農業協同組合及び農業者の組織する団体であつて都道府県知事の指定を受けたもの</p> <p>用途 かんきつ類、りんご、なし、桃又はかきの害虫の防除 (令第22条)</p> <p>保管</p> <p>(4) 磷化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤</p> <p>使用者 ア 国、地方公共団体、農業協同組合又は日本たばこ産業株式会社</p> <p>イ 煙蒸により倉庫内若しくはコンテナ内のねずみ、昆虫等を駆除することを業とする者又は営業のために倉庫を有する者であつて、都道府県知事の指定を受けたもの</p> <p>ウ 船長(船長の職務を行なう者を含む。以下同じ。)又は煙蒸により船倉内のねずみ、昆虫等を駆除することを業とする者</p> <p>用途 倉庫内、コンテナ(工業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本工業規格Z1610号(大形コンテナ)に適合するコンテナ又はこれと同等以上の内容積を有する密閉形コンテナに限る。以下同じ。)内又は船倉内におけるねずみ、昆虫等の駆除(前号ロに掲げる者にあっては倉庫内又はコンテナ内、同号ハに掲げる者にあっては船倉内におけるものに限る。) (令第28条)</p>	<p>使用者等</p> <p>1 食糧を貯蔵するための倉庫を経営する者については、当該倉庫の床面積が50坪以上のものであり、かつ、管理者が常置されている場合に、指定する。</p> <p>2 食糧の製造若しくは加工を業とする者については、食糧を製造又は加工する場所と、これを貯蔵する倉庫とが同一敷地内にあり、かつ、当該倉庫の床面積が20坪以上ものである場合に指定を行う。 (昭和31年6月12日薬発第227号)</p> <p>保管</p> <p>磷化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤の保管は、密閉した容器で行わなければならない。 (令31条)</p> <p>使用者等</p> <p>1 煙蒸により倉庫内のねずみ、昆虫等を駆除することを業とする者の資格は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 毒物劇物取扱責任者の資格を有するもの ② 上記①と同等以上の知識経験を有するもの ③ 上記①又は②の者が勤務する法人その他団体であること <p>2 営業のために倉庫を有する者を使用者として指定する場合には、その者の使用のひん度が高い(年に数回以上)等の事情からその必要性が高いと認められるときに限り指定すること。また、この製剤が使用される倉庫は、ガスのもれににくい構造であり、かつ、ガスの放出口が保健衛生上の危害が発生しない程度に人家から離れていること。 (昭和43年1月17日 薬発第22号)</p>	<p>使用に際してはこの製剤の取扱について十分な知識経験を有するものが実地に指導にあたるように指導すること (昭和43年1月17日 薬発第22号)</p> <p>特定毒物の使用のひん度 数回以上とは年に複数回とする。</p>

法 令 の 定 め	審 査 基 準	指 導 基 準
<p>13 倉庫内におけるねずみ、昆虫等の駆除については、次の基準によること。</p> <p>ア 煙蒸中は、当該倉庫のとびら、通風口等を閉鎖し、その他必要に応じ、当該倉庫について、燐化水素が当該倉庫の外部にもれることによる保健衛生上の危害の発生を防止するため必要な措置を講ずること。</p> <p>イ 煙蒸中及び燐化水素が当該倉庫から逸散し終わるまでの間、当該倉庫のとびら及びその附近の見やすい場所に、当該倉庫に近寄ることが著しく危険である旨を表示すること。</p>	<p>倉庫において煙蒸作業を行う場合には、必ずしも船倉におけるごとく当該倉庫を完全密閉する必要はないが、当該倉庫の周囲の状況を十分考慮のうえ、当該倉庫について保健衛生上の危害防止の発生を防止するため適切な措置を講ずる必要があり、したがって、船倉と同様の事情にある倉庫については、当然倉庫を完全密閉する必要があること。 (昭和36年10月3日付 薬発第404号)</p>	
<p>14 コンテナ内におけるねずみ、昆虫等の駆除については、次の基準によること。</p> <p>ア 煙蒸作業は、都道府県知事が指定した場所で行なうこと。</p> <p>イ 煙蒸中は、当該コンテナのとびら、通風口等を閉鎖し、その他必要に応じ、当該コンテナについて、燐化水素が当該コンテナの外部にもれることによる保健衛生上の危害の発生を防止するため必要な措置を講ずること。</p> <p>ウ 煙蒸中及び燐化水素が当該コンテナから逸散し終わるまでの間、当該コンテナのとびら及びその附近の見やすい場所に、当該コンテナに近寄ることが著しく危険である旨を表示すること。</p> <p>エ 煙蒸中及び燐化水素が当該コンテナから逸散し終わるまでの間、当該コンテナを移動させてはならないこと。</p>	<p>コンテナ内を煙蒸する場合、予め煙蒸作業場所の指定申請により作業場所の指定を受けなければならない。</p> <p>煙蒸場所の指定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人家等通常人が立ち入る場所から30m以上離れていること。 ・ 煙蒸対象コンテナに接して、その周囲に幅5mの人の立入りを禁止する措置の取れる空閑地があること ・ 煙蒸作業中保健衛生上の危害が発生するおそれがないと認められる場所であること <p>(昭和48年1月31日 47衛薬第2068号)</p>	